事業計画に係る意見書

年　　月　　日

　松本市の豊かな環境を守り適正な太陽光発電事業を推進する条例第９条第３項に基づく意見書を提出します。

●意見

|  |
| --- |
|  |

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名 |  |
| 住所 |  |
| 連絡先 |  |
| 松本市の豊かな環境を守り適正な太陽光発電事業を推進する条例第２条第１項第７号の近隣住民等※に該当するか | □　該当する  □　該当しない |

※近隣住民等は、下記のいずれかに該当する者をいう。

・事業区域の境界から５０メートル以内の区域（以下「近隣区域」という。）に居住し、又は土地若しくは建物を所有する者

・賃借権、地上権、地役権その他の権原により、近隣区域の土地又は建物を使用する者

・近隣区域をその区域に含む町会（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第　２６０条の２第１項に規定する地縁による団体その他これに類する団体をいう。）の区域に居住する者